

# 第四十回 参議院地方行政委員会会議録 第一十八号

昭和三十七年四月二十六日(木曜日)

午前十時三十五分開会

(三七八)

委員の異動  
四月二十五日委員白木義一郎君辞任につき、その補欠として中尾辰義君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君  
理事 野上 進君  
増原 恵吉君  
秋山 長造君  
基 政七君

委員

小柳 牧衛君  
西郷吉之助君  
津島壽一君  
湯澤三千男君  
加瀬 完君

松澤 兼人君  
矢嶋 三義君  
中尾 辰義君

衆議院議員  
修正案提出者

自治大臣 大臣 安井 謙君

政府委員 自治政務次官 国務大臣

自治大臣官房長 佐久間 川合

自治省行政局長 消防庁次長 武君

事務局側

専門委員会 福永与一郎君

説明員 自治省行政局 山本 明君  
振興課長

○市の合併の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○災害対策基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小林武治君) ただいまから  
委員会を開会いたします。  
初めに委員の異動について報告いた  
します。  
四月二十五日付をもって委員白木義  
一郎君が辞任され、その補欠として中  
尾辰義君が委員に選任されました。

○委員長(小林武治君) 市の合併の特  
例に関する法律案を議題といたします  
ます。衆議院における修正点につい  
て説明を聽取いたします。衆議院議員  
の特例に関する法律案に対しまして、  
概要を御説明申し上げます。  
修正の第一点は、原案では本法の適

用対象となる合併は「三以上の市又は  
二以上の市及び一以上の町村」となっ  
ておりますのを改めて、「二以上の市  
又は二以上の市及び一以上の町村」と  
したことあります。すなわち市同士  
の対等合併はすべて本法の適用を受け  
られることとしたのであります。本来  
「三以上の市」に限定した根拠として考  
えられますことは、関係する市の数が  
三以上になりますと、合併の困難さは  
飛躍的に増大するという点にあると思  
います。御承知のように、石炭産業の斜  
陽化に伴い、産炭地城市町村は行財政  
上、極度の困難に当面しております。この  
合併について各種の特例措置を排除する  
理由は見当たりませんし、また、かり  
に三以上の市が時期を異にして順次合  
併を実現するというような場合、その  
合併が本法の適用対象とならないとい  
うことでも公平を欠くと思われますの  
で、これを市の合併にはすべて適用で  
きるよう改めたのであります。

修正の第二点は、国、都道府県等の  
協力関係を規定した第六条の「新都市  
の建設に資するため必要な措置を講ず  
るよう努めなければならない」とい  
う条文中、「必要な措置」とあるのを  
「必要な財政上その他の措置」と改めた  
ことであります。これは「必要な措置」  
というだけではありませんにも抽象的に過  
ぎ、具体的な措置が明確でないので、  
必要な措置の中には財政上の措置を含  
むものであること、むしろそれが眼目  
であるという趣旨を明確化しようとし  
たものであります。

修正の第四点は新都市の人口が、五  
十万以上になる市の合併で、この法律  
の施行の日から起算して一年以内に  
行なわれるもの、具体的に申します  
と、予定される北九州五市の合併がこ  
れに該当するものであります。この  
場合について、本則における議会の議  
場に於ける特例は、対等合併の場  
合には、合併関係市町村の協議によつ  
て議員の任期を、合併後二ヵ年をこえ  
ない期間に限り延長できることとし、

本則における特例は、対等合併の場  
合には、合併関係市町村の協議によつ  
て議員の任期を、合併後二ヵ年をこえ  
ない期間に限り延長できることとし、  
この改正を行なうこととしたのであり  
ます。

本修正は、北九州五市合併の具体的  
な実情に即して勘案されたものであり  
まして、五市の合併が他に類例を見な  
い困難な事業であるとともに、新都市  
の建設計画はきわめて大規模であり、  
かつ、その実施には長年月を要するこ  
と、さらに合併関係各市域の間の相錯  
綜する利害関係の調整をはかり、施策  
の急激な変化を回避する等のため、そ  
れぞれ旧市域住民の民意が公平に反映  
される必要があることなどの理由か  
ら、本修正を行なうこととしたのであ  
ります。

以上が修正の趣旨の大要であります  
。何とぞ御賛成を賜りますようお願  
いいたします。



じますが、合併のみがこれを解決するものかどうかという意味におきまして、諸外国で行なわれておりますような広域行政に関する制度その他もあわせて考える必要がある、これは非常にむずかしい問題でないかと思ひます。しかしながら、会期末も迫りました今日におきまして、これを救うこともできません、根本的に洗うこともできませんので、衆議院におきましては、これらの問題においては特に抜本的な考慮を政府は加えるべきであるということを附帯決議に強く要望いたしました。政府からもその旨を体して善処する旨の答弁を得まして、現実の部面を本法におきまして救うためにこのようない修正をさしていただいたようになります。

○矢嶋三義君 律案の第一回の審議のときに、大臣が出席しないということはいけないことですよ。こういう質問

次第でございます。

○矢嶋三義君 律案の第一回の審議のとき、大臣が出席しないといふことは、いと、また答弁がマッチしない。

○委員長(小林武治君) ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) 速記をつけ

て。

○矢嶋三義君 今の修正者の答弁と関連して、本法律案提案責任者である自

治大臣に聞きたかったわけですが、非常にいい時期だったわけなんですが、大臣がおられないから事務当局に

ちょっと伺つておきますが、あなたの方が立案当时に考えたことと、この修正された時点においては、ちょっとと持

が変わつてきていると思うのですね。事務当局としては、三市以上というの

が二市になる、かように修正されたことについて法律案を立案した當時と今

とでどういう考え方でおられるのか。法律が公布施行された後には、運用段階

になると相当僕は変わつてくると思うのですけれども、事務当局としてはど

ういう感じを持っておられるのか。

○委員長(小林武治君) ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) 速記を始めて。

○政府委員(佐久間彌君) 政府が提案をいたしました案におきまして、三以

上の市と限定をいたしましたのは、こ

の法律案は市の合併に関する特例を定めたものでございますので、特例でござりまするから、なるべく対象をしば

ります。しかしながら、さしあたっては北九州五市の合併を念頭に置いて立案をいたしたものでござりまするので、北九州五市と、それ

に準ずるような同じ市の合併でも、ある程度規模の大きなものに限定をして

特例を認めて参りたい、このような考

え方で立案をいたしたわけでございま

す。しかしながら、それでは一体三以上

というところで線を引くのが最も合理的であり、この線というもの、基準と

いうものを動かすことができない絶対的的なものかどうか、こういうことにな

りますといふこと、これも比較的、相対的

の場合はございまして、二以上——二

だけ、いろいろと合併に関する困難性

も一般的には増すであろう、このよう

な考え方であったわけでございます。

そこで、衆議院で二市だけの合併も適

用の対象になるよう御修正になられ

たわけでもございませんので、二つ

だけの市についても特例を認めたほう

がいいという御判断でござりますなら

ば、私どももその趣旨に従つて今後こ

うように考えておるわけでございます。

○矢嶋三義君 修正者並びに政府委員の答弁の趣旨はわかりました。ただ私は批判しておきたいと思うのですが、

こういう地方団体の合併に対する最近の政府の態度といふものが、どうも便

宜主義的で、そのつどいのうそり

を免れないと思うのですよ。そういう

意味において、衆議院の附帯決議は僕

は適切であったと、かように思いました。そういう意味の批判をいたしてお

ります。さしあたっては北九州五市の合併を念頭に置いて立案をいたしたものでござりますので、北九州五市と、それ

に準ずるような同じ市の合併でも、ある程度規模の大きなものに限定をして

特例を認めて参りたい、このような考

え方で立案をいたしたわけでございま

す。しかしながら、それでは一体三以上

というところで線を引くのが最も合理的であり、この線といふもの、基準と

いう活字を挿入するにあたつて、第一

回の修正を私はきわめて適切だと、かよ

うに評したわけですが、政府原案をか

ら、修正した第一院の答弁を念のため

に伺つておきたいと思うのですが、こ

うな次第であります。

○矢嶋三義君 この点について、重ねて、修正した第一院の答弁を念のため

に伺つておきたいと思うのですが、こ

うな次第であります。

○矢嶋三義君 もう一問伺わざしてい

ただきますが、それは、先ほども質問申

し上げましたように、三市といふこと

が二市と数字が変わり、さらに産炭地

域振興臨時措置法の指定地域が含まれることになったわけですね。そして、

その場合には市は必要はない、町村

だけでもよろしいといふことに相なつたわけですね。だから、当初政府原案

を考えた当時の立案者が予想した対象とは、必ずしも違つてきているわけです

議された問題である、これが今日出発を見ようとしておるところにありますて、できるだけこの事業を私たちも一日も早く完成するよう援助したい、こういふ氣持と、もう一つは、しかしながら、発足にあたつて北九州五市の間でできるだけの調整をとつて、すべての人から承認されるような姿、少なむとも新市発足において禍根を残さないような姿にしていただきたいといふことから、ただいま御指摘のあったトモ修正案との規定にさして、いただきうな御批判は当然であるうと思ひますが、さような現実に即した修正をさしていただきた次第でござります。この修正案との規定にさして、いただきましたのですが、しかしながら、実際の新市発足にあたりましては、一日も早く本来の市となつた新市の一体性を確保することが必要である。そのような方針に強力に政府も指導すべきである。また、そうしていただきたいといふことは、附帯決議におきまして、これはこの修正と合わせて、特にその一体性の確保のために政府の強力な行政指導を要望して、ただいま御指摘のような御批判もございますが、このようないふな修正をさしていただきたような次第であります。

いいという立場をとられるのも私どもわかりますよ。しかしながら依然としてこの法律に二年という二という数字が残っている。二年という二という数字ははどうして出てきたかといふと、まあ北九州の膨大であり複雑であった五市の合併という大前提があるがゆゑに、二年という二という数字が出てきたと思う。そうでなければ二なんという数字は出るはずはないと思う。僕的には、北九州に対した場合は理解できますよ。しかし、依然として一方に一・五と、五分の一という数字が出るが、対象をぼこっと広げて、そうしておられるのじやないかと思う。持たなければ僕は不思議だと思うのですが、この点は修正者並びに政府原案を立ておられた自治大臣はどういう見解なのであります。されば僕は別として、法律として、審査立案者としては若干疑問を持つております。

ただいま修正しましたように、二着者ともにこの姿をとつて修正させていただくことにきめた次第でございます。  
○國務大臣(安井謙君) この法案は、御承知のとおり、北九州五市といふものの合併が直接の動機になって、立案者の動機になつたことは御承知のとおりだと思います。しかし、その後適用する範囲というようなものにつきましても、もっと広く考るべきであるというような、また、衆議院におかれましては、より高度な観點から種々の御指摘をいたしましたので、その修正の精神に沿つて私どもは十分、もしわざがきまれば運営をいたしていきたいと思っております。今御指摘のような点は、修正案提出者のお話のとおりであります。

定に伴う経過措置等について規定を整備する必要から行なわれるものでありまして、いずれも妥当な改正と認め賛成をするものであります。

たしかに、これらの点についても、いまだ不十分のそりを免れない点が幾つかあるのであります。第一に、選挙管理委員の兼職禁止の点についてであります。今回の改正で、地方公共団体の議会の議員及び長との兼職は禁止されることになるわけありますが、選挙管理委員の性格からいたしますと、それだけでなしに、さらに副知事、助役その他の地方公共団体の常勤の職員と選挙管理委員の兼職もやはり同じように禁止することが妥当ではないか。というのは、この委員会でも從来しばしば論議をされてきたことでありますし、またさらには、公社、公團等につきましても、今日のように地域開発が進んで参りますにつれまして、いわゆる公社、公團等の性格なり、そのあり方が不明確のままで次々に乱立をされる傾向があるわけであります。したがいまして、今回の改正のように、地方公共団体のこれら公社、公團に対するその監督面の改正だけでなく、さらにその公社、公團等の事業の範囲、方法等実施面の規制、それから公社、公團と当該地方公共団体とのいろいろな行政上の関係、それから公社、公團等に対する地方公共団体の責任範囲等々の、公社、公團の地方制度上に占める位置づけをもつと明確にする必要があると思うのであります。

さらに指定都市の問題につきましても、この改正は當面問題になつております北九州五市合併を予想をしての

改正と思ひますが、今後地域経済開発が進んで参りますと、同じような問題

もつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

法律案を問題に供します。

本案を衆議院送付案どおり可決する

ことに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

も、そうした形で必要度の高いところにおきましては合併が推進されておる状況でございます。ただ、この法案の対象としたとしております市同士の合併につきましては、町村合併促進法も適用されておりませんでしたのでござい

ます。その後の状況を見ましても、市同士の合併ということになりますと

いうと、客観的には合併の必要性が関

係者の間で痛感されておりましても、

ここに規定をいたしておりますよう

な特例の措置を講じてやりませんと、な

かなか円滑に進みにくいという状況が

ありますと私どもは判断をいたしておるわ

けでございます。

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

地方自治法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案を衆議院送付案どおり可決する

ことに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

さいます。よつて本案は全会一致を

得ました。

災害対策基本法等の一部を改正する

法案を問題に供します。

認めます。

これより採決に入ります。

御意見のある方は賛否を明かにしてお述べを願います。別に御意見もなければ、これにて討論は終局したもとのと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

地方自治法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案を衆議院送付案どおり可決する

ことに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

さいます。よつて本案は全会一致を

得ました。

災害対策基本法等の一部を改正する

法案を問題に供します。

認めます。

これより採決に入ります。

○委員長(小林武治君) 全会一致でございました。

次に、ただいま秋山君の討論中にあ

りました各派共同提出にかかる附帯決

議案を議題といたします。

本附帯決議案を当委員会の決議とす

ることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

さいます。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて当委員会の決議とするこ

とに決定いたしました。

○委員長(小林武治君) 全会一致でございました。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

本附帯決議案を当委員会の決議とす

ることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

さいます。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

○委員長(小林武治君) 全会一致でございました。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

本附帯決議案を当委員会の決議とす

ることに賛成の方の挙手を願います。  
〔賛成者挙手〕

さいます。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

○委員長(小林武治君) 全会一致でございました。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

本附帯決議案を当委員会の決議とす

ることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

さいます。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

○委員長(小林武治君) 全会一致でございました。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

本附帯決議案を当委員会の決議とす

ることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

さいます。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

○委員長(小林武治君) 全会一致でございました。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

本附帯決議案を当委員会の決議とす

ることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

さいます。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

○委員長(小林武治君) 全会一致でございました。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

本附帯決議案を当委員会の決議とす

ることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

さいます。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

○委員長(小林武治君) 全会一致でございました。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

本附帯決議案を当委員会の決議とす

ることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

さいます。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

○委員長(小林武治君) 全会一致でございました。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

本附帯決議案を当委員会の決議とす

ることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

さいます。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

○委員長(小林武治君) 全会一致でございました。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

本附帯決議案を当委員会の決議とす

ることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

さいます。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

○委員長(小林武治君) 全会一致でございました。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

本附帯決議案を当委員会の決議とす

ることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

さいます。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

○委員長(小林武治君) 全会一致でございました。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

本附帯決議案を当委員会の決議とす

ることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

さいます。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

○委員長(小林武治君) 全会一致でございました。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

本附帯決議案を当委員会の決議とす

ることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

さいます。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

○委員長(小林武治君) 全会一致でございました。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いたしました。

本附帯決議案を当委員会の決議とす

ることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

さいます。よつて本附帯決議案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべき

ものと決定いた

すが、基幹都市とか産業都市とかそういう法律ができたときは、それとどうバランスをとるかといったような新しい問題が起こってくるんじゃないかなと思う。ちょっとと便宜主義だという話が出ましたけれども、便宜主義的な、一地域の取り扱いについて、特にこういう法律を作らなければならないという理由といふものは、私はまだのみ込みにくい。(行政指導で十二分にできるんじやないか)と思いませんけれども、この点は、この法律を作ったほうがこういう点が有利だという点を具体的にあげて下さい。

○政府委員(佐久間謙君) 御指摘のように、行政指導でもいける面はなお私もあらうかと思っております。たゞ、御指摘のございましたよな議員の任期、定数の問題、あるいは選挙区に関する特例の問題、あるいは同じ財政措置にいたしましても、地方債の制限につきまして、地方財政法の特例を設けるというようなことでござりますとか、地方税の非課税の問題でござりますとか、交付税の算定等の問題でござりますとか、やはりこれは行政指導だけではいかない面もあるわけでございます。しかし、行政指導の努力はもつとなされていいのではないかという点につきましては、私どもも十分反省いたしたいと考えております。

○加瀬亮君 これは大臣に伺いますが、町村合併のときもそうでしたけれども、議員の任期を延長したり、特別な工作をしなければ合併が進まないというところを無理に合併させる必要があるか、こういう議論が町村合併促進法案の審議のときにもだいぶ出て参りました。今度も、議員の任期とか定数

とかいったようなことがひつかつて、こういう特例法を作ったというこ

とであれば、私は、意見になりますが、賛成しかねるので。さらに交付税の算定でも、行政のワク内で私は十分にできると思う。そのほか他の省との関係等で、こういう特例法を作つたほうがいいという根拠がありますか。それからもう一つ、矢嶋委員の指摘したように特例法を作るならば、北九州五市というものを対象にしないで、北九州五市にならって同様のケー

スで促進合併が行なわれそうな地域をも想定してやっぱり法案というものは作られなければならないじゃないか。

○政府委員(佐久間謙君) こういう配慮というものはあつたのかどうなのか。配慮があつたとすればこの衆議院で修正されたこと自体が、ちよつと自治省としては手抜かりなようになりますが、この議員の任期及び議員定数の増加の点につきましては、これは北九州五市だけに限るべきであつて、そのほかの市の合併については拡張すべきではないという衆議院のお考

えでございまして、この法律施行後一年以内に行なわれる合併で、しかも、合併の結果、人口が五十万以上になるものということで、書き方は抽象的な一般的な書き方をいたしておりますが、実際には北九州五市だけに当てはまるような条文上の工夫をいたしており

るわけでござります。

○矢嶋三義君 よつと関連。行政局長、あんたそんな答弁していいの。僕は、こういうように改正されたならば

云々という数字によって規制されるのが、新都市ができるのを現実に知つていま

すよ。その議員の任期並びに定数についての「一年六ヵ月」と「五年の一」

九州五市の合併とは違うけれども、合

併という必要なケースが出てくると

必要があればそれの特例が出てくる……。

○加瀬亮君 それは、修正者がどういう気持

ておるわけであります。

それからなお、御指摘の議員の定数とか任期といったような一部の者の便

宜だけのためにこれをやろうというつ

もりは毛頭ないわけでございます。今までの法律の範囲内でもできるもの

とがより好ましいのじやないかという

見地から、この法律案を出しておるわけであります。

○政府委員(佐久間謙君) 先ほど御指摘のございました衆議院の修正点でございますが、この議員の任期及び議員定数の増加の点につきましては、これ

は北九州五市だけに限るべきであつて、そのほかの市の合併については拡張すべきではないという衆議院のお考

えでございまして、この法律施行後一年

以内に行なわれる合併で、しかも、合併の結果、人口が五十万以上になるものということで、書き方は抽象的な一般的な書き方をいたしておりますが、実際には北九州五市だけに当てはまるような条文上の工夫をいたしており

るわけでござります。

○政府委員(佐久間謙君) ただいま御指摘をいたしましたように、私の申

し上げました言葉が不謹慎の点があつたことはおわびを申し上げますが、こ

の法律が衆議院の御修正で施行され

て、御修正の字句が一年以内で、しか

も、合併の結果、五十万以上、しか

も、この法律は市の対等合併だけを対象にいたしておりますので、もちろん問題が出てくるのじやないかと心配さ

れるわけです。で、市町村の市なら市

というものはどれくらいの規模を持つたものを中心にして育成していくの

か。あるいは町村はどういう規模と、姿に変わっていくのだと、どういう姿

を一体その中心の行政形態とするのだ

ということにちょつと解釈のつかない

問題が出てくるのじやないかと心配さ

れるわけです。で、市町村の市なら市

というものはどれくらいの規模を持つたものを中心にして育成していくの

か。あるいは町村はどういう規模と、姿に変わっていくのだと、どういう姿

あるけれども失敗もある。失敗といつて悪ければ反省があるわけですから、その反省の一つに、結局町村合併としても、財政的にも行政的にもあまり変化のない市町村が生まれてしまふという点については、これは反省してもらわなければ困る。あるいは十二分に運営できるような財政措置が十二分に講じられておらないという点も、これは考えてもらわなければ困る。それに二地域の合併というのだけをねらつてこういう法律案を作ると、くどいようですがれども、ケースの違つたたぐさみの特例法を必要とするということになりましたら、雑然たる自治体が生まれてしまふのぢやないか。雑然と言つて悪ければ、その人口からいつても、あるいは事務内容からいつてもまちまちなことをしなければならない自治体といふものが、断層ができてくる、自治体に。そういうおそれないのかどうか。それに対するチエックというのはどうでするのか、こういう心配がありますけれども、これは念を押しますが、これども、北九州五市に、合併に反対とか賛成とかといふことじやないのであります。そうではなくて、法律案そのもののがこういう形で便宜的に出てくるといふことは、どうも自治体そのものに混乱を生ずると思うのですが、この点どうでしよう。

進法で、一通り完了しているのだ、さらにはそれについて第二次合併というようなことはやらないのだ、こういう方針を自治省としても立てておるわけでござります。ただ町村合併促進法で対象としたしておりませんでしたもの、市同士の合併というようなものはその一つでございますが、そういうものについて合併の必要があるものに対する措置、それからその後に新しい産業、經濟、社会、文化等の發展に伴いまして新たに合併の必要の生じて参りましたもの、たとえば新産業都市建設促進法で考えておりますような合併、こういうようなものにつきましては、新しい別個の問題としてそれぞれそれに必要な合併の措置を講じて参らう、このような考え方できておるわけでござります。しかしながら、この法案で考えております都市の合併につきましても、ただ合併をするということで、一体どういう性格の、どういう規模の都市ができるのか、雑然と合併させすればいいということでは困るのでないか、こういう御越旨の御指摘でございますが、その点も、私どももごもっともだと考えておるわけでござります。ただ、この市の合併特例の法案を立案いたしましたときの私どもの考え方といてしましては、もちろんこれは北九州五市を念頭には置いておりましたが、

くさんあります地域、いま一つは、新産業都市建設促進法によりまして今後新たに都市が建設されて参りますこととが予想される地域、この二つではないであろうか。新産業都市のほうは、その都市の性格なり規模等につきまして、法案の中にある程度考え方が現われておるわけでございますので、新産業都市の指定を受けます区域における合併につきましては、むしろ新産業都市建設促進法を優先適用させるべきである、かように考えておるわけでございまして、この法案の中にも、第七条でその趣旨の規定を設けたわけでございます。ところで、新産業都市の指定になりますと、これらの都市につきましては、すでにそれぞれ相当発達した都市においての都市であるうと思うのでございまして、これらの都市につきましては、すでにそれぞれ相当発達した都市の立派な都市であるうと思いますが、ただ現在行政上は別個の都市がそれぞれ独立をして併存をしておる。そのため、今後の都市の再開発と申しますか、そういう点で非常に支障があるというような事情のところであらうかと思いますので、そこで、法案の上にはつきりそういう性格が表現されておりませんでも、おのずから実際の適用においてそういうことになつていく

合併ですよ。ここでこういう合併を幾らやしらたって、町村の財政が立ち直ることになりますか。貧弱団体を幾つ集めたって貧弱団体ですよ。マイナスとマイナスとかけ合わせてプラスというようなわけにはいかない。この前の町村合併で一番の問題点は、貧弱団体をたくさん集めて、赤字団体を集めても、赤字団体の集まつたものが立つて、いけるような財源というものを何も与えておらない。経済基盤というものを与えておらないというところに問題があると思う。それは交付税の算定とか、行政費の節約とか、いろいろの問題は、プラス、マイナス、財政的にはあげてはありますよ。しかし根本的に、貧弱団体が集まってそうして富裕団体にまでいかなくとも、健全団体として財政的に運営でき得る財政的基盤というものは、何も与えておらない。

せん。こういう問題は、このひずみが産業都市やいろいろの計画が進んでくるとできてくると思う。このひずみをどこで直すかといえば、そういうのを直すために交付税の制度とかなんとかあるわけですから、こういう合併という形式ではなくて、基本的には、現状の形で救う方法は何かお考えになつていらっしゃるのですか。

○政府委員(佐久間謙君) 合併はしても、合併後の町村の経済的あるいは財政的な基盤を強化するという点についての配慮が足らないじゃないかという御指摘でございますが、私どもとしては、相当努力はいたしているわけでございますが、なお御指摘のように十分でない点は、十分反省をして参りたいと思っているわけでございます。産炭地域につきましては、衆議院の御修正で加えられたわけでございますが、これは確かにその地域につきましては、第二次合併ということになるわけでございますが、これはさきの町村合併が終了いたしましたあとにおきましての、新しい産業、経済、社会上の必要に基づいて、事情に基づいて起こった合併であろうかと、かように存じますので、御修正の趣旨は十分考えて指導はして参りたいと考えているわけでござります。

併につきましては、すでに町村合併促進度といたしましては、一般的の町村合併につきましては、おそらく幾つかの市の市同士の合併といふものが今後予想されることは、一つは、既成四大工業地帯の都市群がたがござります。合併についての基本的な態度といたしましては、一般的の町村合併につきましては、すでに町村合併促進度といたしましては、一般的の町村合併につきましては、おそらく幾つかの市の市同士の合併といふものが今後予想されることは、一つは、既成四大工業地帯の都市群がたがござります。合併についての基本的な

やらないと、こうおっしゃる。しかし、産炭地域の、衆議院の修正の第三点で指摘した内容は、これは第二次の

疲弊したものは疲弊した同士で集まつて何とかやり繕りつけたらどうかといふことでは、町村の財政は立ち直りま

も、その後の交付税あるいは起債等におきましても、ここ数年来新市町村の建設ということを一つの焦点項目にい

たしまして配慮をいたしておるわけでござります。なお、しかし、合併後の詳細な実態をこの時期においてもう一度よく検討をいたして今後の措置を考えるべきではないか、かように存じまして、実は本年度の国会が終了いたしましたならば、そのような実態の調査もいたす現在準備をいたしておるわけでございます。

と財源措置を講じてやることを考えさせんで、こういう便法を幾ら講じて、問題の解決にならないと思うんです。しかし、これは特例法の中心の問題題ではありますから、これは財政当局もひとつ行政当局のほうから十二分に御進言をいただきたいと思うわけです。

に、自治省でできることは自治省で配慮するし、ほかの省にも協力をいただかなければならぬことにつきましては協力を要請をする、かように考えております。

てくるようなら財源措置というのではなく、各県がいろいろ計画したそれをまとめてあなたにさせということでしょう。局あなたにさせることであります。うるさい話をつけて先に持ってくることはうだけでしょう。そんなものは特例法を作らなくつたってやろうとすればできる。どうもそういう点が特例法は作りましても、特例法の内容に地域が希望しているようなことがほんとうにならかということになると、私どもははじ

ば、私はこんな質問をしない。町村へも併でも、たとえば国有林野の払い下げをするというようなことを何回もここで約束を関係当局はしているわけですが、国有林野がどれだけ払い下げられたかといふと、払い下げながら申請しても、手続がめんどうで払い下げを申請したほうでやめたいといふなど事情が困難です。確かに法律があるまではから、希望に胸をおどさせて閑話

ではないかもしませんけれども、産業地域の市町村は、たとえば失業対策費なんかというのは、これは他の町村とは比較にならないような多額な出費をいたしておりますね。これは国のほうの補助金に、一定の補助金と同じじような率で地方が負担をいたしますけれども、その負担だけではとても足りませんで、自己財源の持ち出し分といふのが非常に多いわけですね。しかし、これに対して特別交付金なり、あるいは普通交付税の積算でその分をまかなければ、というはつきりとした援助の方法というのは、實際は立つておらないじゃないですか。

○政府委員(佐久間彌君) 財政上の措置といたしましては、自治省でできました問題といたしましては、起債の配分にあたりまして優先的な配分を考えていくということは、省内においても相談をいたしておりますが、そのほか、それぞれの各省の所管の事業費に対する補助金等の問題でございましたが、これは、この法律が成立しましたならば、早急に関係省との打ち合わせ会をいたしまして、その際、私どものほうからできるだけ関係

これから事業に対するいろいろの補助、援助といふものは、これは「財政上その他措置を講ずる」ということを書かなくつたって当然行ない得ることであります。行政指導としてやるうとすれば、普通財政上その他の措置といつたって残るものは起債の優先といつたってしよう。起債の優先といつたって、一応大ワクがきまつて、こまかく細目がきまつて、そのワクの中でもも北九州五市がやりたいという希望があれば北九州に先に流れていくことだけで、全体のワクのきめ方といふのは先にきめてしまはうですから、そな無制限に地方が希望したって地方にお

○政府委員(佐久間彌君) 御指摘のと  
うに、少し条文の表現の上から感じられ  
ますものが弱いということは、私も  
ももそうであろうかと思つております  
が、この法案を立案いたしました立正  
の態度と申しますか、それが、市の今  
併についての法律上のいろいろの障壁  
を排除していくこうということに重視を  
置きましたので、新産業都市に見ら  
るような積極的な市の財政援助とし  
たような趣旨の規定が実は少なくな  
ってしまったことは事実でございます。  
第六条を御修正いただいたわけですが

町村はいたします、申請を。しかし、その実り方ははなはだ少ない。だら、そういう他省まかせではなくて、自治省 자체でこういう財源を与えてくるんだ、財政措置を講じてやるんだ。いうものをもう少しはつきり打ち出してくれなくては安心ができないと思うのですよ。で、まあ修正案の提案者はおりませんが、修正案の提案者は、政上措置というものはどういうことしてくれと言つておるのでですか。そこからまた、念を押しますが、あなたたて財政措置といふものは全然考えられないのでですか。

○政府委員(佐久間彌君) まあ私の所管ではございませんので正確なお答えをいたしましては申し上げかねますが、ただいまお話をありますた失業対策費につきましては、特別交付税で、該当町村につきましては、従来とある程度の配慮はいたしておったようでございます。

○加瀬完君　北九州五市で希望をしておられます。この問題でございますが、これは先ほど御審議いたしました地方自治法の一部を改正する法律で所要の法律措置を講じたのでございます。で、その次は、新市の建設関係のいろいろな事業に対する財政措置でございます。これに付しましては、先ほど申しましたよ

債が流れていくことはならないわけですね。それではお粗末じやないか。必要な措置というのには、当然一番必要なことは財政措置ですよ。財政措置とは、起債の優先だけではなくて何もないということはお粗末じやないか。これはおそらく交付税の交付団体じやないと想るので、不交付団体と思うんです、九五市は。それならば特別交付金とか何かの方法で、起債ではない別の財政措置といふものを考えてやることでなければ、これはつけたつてつけかねなくてたつて同じことですよ。また特例法を作つたつて、実際新市の建設ができる

○政府委員(佐久間彌三)  
衆議院に  
きまして修正の際には、特に具体的  
どういう方法ということは伺つてお  
ませんでしたわけございまして、  
だ、まあ財政上の措置が一番大事な  
に、それがぼんやりしておるから明  
にするのだ。こういう御趣旨のよう  
伺つておりますと、あと私どもとい  
しましては、先ほど申し上げました  
うな内容でこれの実行に当たりた  
と、かように考えておるわけでござ  
ます。なお、具体的には都市建設計  
が、この法律が成立いたしますとい  
く、立てるわけでございます。

の建設計画は、それをその都市によりましていろいろな内容が違ってくるだろうと思うでござります。しかも、この法律の適用の対象が広げられました関係で、同じ市の合併と申しましても、どの程度の財政上の援助を国といつきましたしてなしたらよいかということにつきましても、これも必ずしも一律に参らないのじゃなかろうか。ただ北九州五市におきましては、都市の建設計画ができましたならば、私どもいたしましては、できるだけの御協力はいたしたいと、まあかような心が見えおるわけでございます。

うことになってしまった。建設計画をもつて合併したほうが住民のためになる、あるいは自治の進展にもなる、こういう御認定でこの特例法によつてそぞらお前たちのほうの合併を進めよう。それなら建設計画はすでに対策はなくともアウト・ラインはある。それをすれば何をしたいか、財政措置とし何を求めているかということも出るはずです。それに明確に、これどころはこうしてかなえてくれといふものが腹案としてなければ、特例法だけ出したって、それはただばらばらなものを集めただすぎませんよ。内容的に今併は、建設計画は進みませんよ。われわれ、町村合併でさんざんそういうわりっぱなしの町村合併というものを目にして、合併してプラスにならないような合併なら意味がないわけです。特例法はわれわれが審議したつて、特例法を通じてそれがなるほどプラスになつたという動きをしなければ、これは特例法に賛成するというわけにいかなくなくる。この辺もう少し明確にお答え下さい。

が実際に即した合理的な都市の発展による計画を立て、これが実現するよう努力する。このことは、市町村の建設設計画によつて、その関係市町村住民の福祉の増進に寄与するような内容のものでなければならぬことは言ふまでもないわけですが、自治省といたしましては、地方自治法の規定によりましては、その協議を受けました際、なお建設設計画につきましても必要なる助言をいたし、そうして、もちろんその上で合併が適当だというふうなつて協議に応じたものにつきましては、建設設計画の事業の実施について、もちろんできるだけの協力をはして参ります。自治省としてできることは、起債あるいは交付税でござりますが、その他の問題については、やはり関係省に協力を要請する所であります。具体的な事業々々につきましては、実は先ほど申しましたように、それぞれの都市の性格等によりまして、これは必ずしも一律ではないのじやなうか。いろいろかからうか。それぞれに応じた協力の措置を講じて参りたいと、かよう考へておるわけでございます。

○加瀬君 これは少し話が飛びます

が、一般の小都市と合併したあ中都市というか大都市というか、こういう都市では、それぞれの行政内容が違つてしまふね。したがつて、厳密にいえば、私は単位費用も厳密な単位費用といふのは違つてくると思うのです。これはまあ財政当局の問題ですけれども、こういう点は何か話に出てお

○政府委員(佐久間潤君) まあ単位費用につきましては、部内で寄り寄り話し合つておりましたのは、政令指定市に指定をされました場合には、これははつきり違つた検討をしていかなければならぬのじやないかといふように話が出ておつたわけでございます。

それからなお新産業都市の建設法の中にも合併の規定があるわけでございまが、その新産業都市の建設が進んで参りました場合に、新産業都市建設促進法によつて合併をいたしました都市に対するいろいろな財政上の措置、これも検討すべき問題があるようになります。この法律によつてできました都市は新産業都市ではございませんものでありますて、まあ内容につきましては、相当同様に考えてしかるべきものもあるうかと思いますので、それらの財政措置のいろいろ新しい考え方なり、建設的な方策なりというものは、その地方制度調査会の御審議の結果を待つて検討いたしたい、かように考えておるわけでございます。

○矢嶋三義君 午後、この法律案について質疑いたしますが、資料に関係することでありますから一問伺いたい。

午後はぜひ委員長におかれ、自治大臣の御出席を要請しておつていただき

私は、衆議院で修正されて今審議の対象となっているこの原案は、やや一般法化され、その角度から見る限り、やや私ははずんなものになつたと、こういう批判をいたします。そもそも政府から提出された原案は、先ほど來の答弁にも出てきているよう、北九州五市を一応対象として立法化されたものでありますかゆえに、私は後刻の質問はそこにピントを合わせて伺つて参りたいと思います。

それで、一問というのは、私がかつて北九州に住んでおったこともあります。それから九州人ですからおりおり旅行もします。したがつて、比較的的に北九州五市については知つているつもりであります。が、その私の乏しい経験なり、知識からながめた場合に、あの地域といふものは、地域的に見ましても、あるいは経済的には文化的、社会的に見ましても、さらには歴史的に見ても、合併の必然性を僕は持つてゐると思ひます。最近の地方行政の複雑になつた点等から考へても、五市の都市機能の実態といふものは、非常に複雑になり、しかも、相似性を持つてきました。しかも、世界的に見ても、国内的に見ても、あの地域は、新興都市、新開発というよりは、世界の情勢、国内の情勢にマッチできるよう、積極的に、意欲的に再開発をやらねばならぬ段階に来ていると思うのですね。これは西日本、九州産業経済に大きな影響をもたらすのみならず、日本の観點から見ても重要な問題だと思います。そこで、私はこの皆さまの方の指向している方向はすつこうだと思いますが、問題

は、そのことによって、私は先ほど申し上げたような前提が目的を達し得るかどうかということと、その地域に住んでいる方々、市民の福祉が推し進められるかどうか、ぜひとも団体としても、あるいは市民としても、そういう目的が達成され、約束され、確定するの見通しと方向づけのもとにこの法律が審議され、成立しなければならないと思う。私は、この法律案をそのことにピントを合わせてながめ、そのピントを合わせた角度で審議いたしたい。こういう基本的態度を持っているのですが、のことについてのあなたの所見を承りたい。

次に、資料について一言申し述べて午前の質問を承りたいと思います。

○政府委員(佐久間彌君) 私どもも、先生のおっしゃいましたように、北九州五市は、いろいろな観點から見て、当然合併すべき必然性を持っておったところであろうと考えているわけでございまして、合併によりまして、御指摘のございましたようなあの地域の、都市のいわゆる再開発を申しますが、そうしたことが非常に能率的にやりやすくなるのではないか、現在道路にいたしましても、水道にいたしましても、本來総合的な一体的な計画を立てて実施すべきものが、なかなか五市間で円滑に話し合いが進んでいないといったような問題がいろいろあるようになつて、いるわけでございまして、合併をいたしますことによつて、そうした市民の福祉のためのいろいろな事業が非常にやりやすくなるという点があることは、これはもう間違いないのではなかろうか、このような考え方をいたしているわけでございまして、この北

九州五市の合併は、これは非常にけつこうなことであり、政府としてもせひ促進すべきものだ、かような考え方をいたしているわけでございます。

○矢嶋三義君 あなたは大臣にかわつてそういう答弁をされたわけですが、この法律案を提案した現内閣は申すに及ばず、かりにこの法律が公布施行された暁においては、いかなる内閣であらうとも、今の方針づけについては、答弁内容については、義務づけられるわけですから、確とこれは念を押しておきます。

それで資料について一問とは、午後の審議の関係上、午前中の冒頭に参考資料を可能な範囲内で午後の委員会までに提示してほしいと要請したわけでありますが、おそらくその中に入ってきて下さるとは思いますが、もし入れてこられない場合には困るからと気がついたので、若干具体的にひとつ申し上げておきますが、先ほど私は人口ということを申し上げましたが、人口とか面積とか当然入れてくると思いますが、それとの関係もあるわけですが、この五市の公務員の数、それからこの五市の公務員諸君の現在待遇条件はどういうふうになっているか、そういう旅費云々とかそういうものは要らないわけです。大勢をつかめばいいわけです。それがどういう状況にあるのか知りたいと思いますから、時間のかかることがありますから市議員の歳費その他処遇、これは小さなものは要らない、それから五市の首長、それから市議員の歳費その他の料は持っているはずですから、提示していただきたいと思います。どうかす

ると、団体の合併というものが市町村民の合併でなくて、その地域の政治家、適当でないかもしれないが、地方権力者、市長さんとか市町村会議員さんの家、そのための合併になる場合があるのです。私は、北九州の場合、その点はそういうことのないかもしれないが、十分注意されいると思うが、よくあるのです。そういう問題を考える場合のピントの合わせ方が間違った場合がある。あくまでもその団体、それを構成しているところの主権者である市民、それにウエートを置いてピントを合わせたものでなければならぬ。そこでそれは原則だと思いません。そういう角度から法案審議の過程においても、また、法が成立した後の見通し等を立てる意味においても、そういう資料を一応私は目を通す必要がありまして、要望申し上げるわけです。お願いします。

午前中に資料を要求したのであります。すが、ただいま、市の合併の特例法案関係資料その一として行政局振興課作成の資料が提出されました。で、これは一瞥いたしますと、まあ私が午前中にほしいとお願いしましたもののうち、現在進行中あるいは計画中の北九州五市を土台とする道路、鉄道、港湾あるいは工業用水、住宅、こういう部類に属するもの、それから公務員の数とか給与、それから特別職議員の処遇、それらの点がないようですから、できるだけ早くそろえていただきたいと思います。

ただ、こういう一部の資料でも自治省に準備が事前にできておってすぐ出されたということは、これは大臣、部下をほめていいと思うのですよ。また反面、こういうものがあるのに——何も秘密でも何でもないですよ、私がさつきから要求してきたものは、一切そろえて、北九州五市はかようでございます、ついてはこのまま即時審議、可決願いたいというような心がまえでないといけないと思しますので、ちょっと駄弁を弄しておきます。

○國務大臣(安井謙君) 基幹都市という構想で考えましたものは、これはいわゆる合併という問題とは直接必ずしも結びつかなくて、地方の中心都市を指定いたしまして、それと関連した市町村を連合的に総合的に工業、産業の開発をやろう、こういう方針でござります。

こちらに出ておりますほうは、地方の実情で、もし市がとりあえず合併をしたい、こういう機運が醸じたものに對して、この行政上の措置を便宜したく、この必要性を認めると、北九州五市が来ているという、こういう諸情勢から北九州五市の合併をスムーズ化に促進して、その新しい団体の躍進をはかりたいという、それに非常にウエートを置いた法律案で、かりに成立した後ににおいても、そこにピントを合わせた法の運用をしようとする、こういう気持でおられるとして承してよろしいでしょうか。念のために伺つておきます。

○國務大臣(安井謙君) 午前中にも申し上げましたように、直接の動機の大きなやはり一つには、北九州五市の合併といふものがこの法案の提出の動機になつておることは御指摘のとおりであります。しかし、それは事實上の問題でございまして、必ずしもそれに限るものじやなくて、そういうような意



みたらいかがですかと言らうくらいに助言されることは適当じゃないかとさえ僕は思っているのですけれども、いかがですか。

○國務大臣(安井謙君) これは、今申し上げましたように、一つの問題として考えていきますならば、確かに今後検討もしてみる問題であろうと思いま

すが、現在の建前から住民投票というものをやりますについては、一定の法的な条件のもとにやるような特別の規定もあるわけあります。そういう意味から、こういった、ただいまの五市合併というような問題は、市会の意思を尊重するということで十分足りるのじやないかと考えております。しかし、まあこれが特殊のケースで、いろいろ何か予想し得ざるような事情があつて、そういうことをぜひやりたいといったような地元の市会の意思といふものがあれば、現在の場合でも、あ

ながちこれをむづん否定するものではございません。今のところは、住民投票というものには、特定のケースについてのみやるような規定にもなつておりますし、まあ、この市会の意思でそれを考慮しておるという点を尊重すれば、まあ足りるものだと考えておる。ちょっと、住民投票をいきなり政府がこれを実施させようというところまで是考えておりません。

○矢嶋三義君 大臣が退席するまで二問だけ、それで一応退席してけっこうですから。その第一問はこの合併新都市が誕生すれば、指定都市とするという、まあ言質を国会に与えられているわけですが、間違いないことだと思うのですが、そうなると、まあ何ですか、率直に言って、今五大都市とい

われているわけですが、五大都市に準ずるでなくして、五大都市とすべて対等のものになると、かよう位置づけをしておきたい。

○國務大臣(安井謙君) そのとおりだと思います。

○矢嶋三義君 もう一問は、後ほど事務当局に伺おうと思うのですが、合併した場合は、できるだけ方途も考えますが、早くマスターを、首長を選び、それから新たに生まれた団体の決議機関である議会の、新しい時点に立つての構成を少しでも早くやるというのが僕は原則でなくちやならぬと思うのですが、この点いかがですか。

○國務大臣(安井謙君) 御趣旨とのおり、原則は御趣旨のとおり考えるべきものと思います。

○矢嶋三義君 それで統いて一問ですが、つまり町村合併促進法で、御承知のごとく一年以内としている。だから一年以内ならばそれは早いほうがよろしいと思う。そややつてロスはないと思ふ。新しい角度についての新しい進展があるわけですから、それをいろいろ事情があるにしても、二年もおくれ重すれば、まあ足りるものだと考えておる。ちょっと、住民投票をいきなり

思ふ。新しい角度についての新しい進展があるわけですから、それをいろいろ事情があるにしても、二年もおくれ重ければ、まあ足りるものだと考えておる。ちょっと、住民投票をいきなり

いたいを合併させるという条件があれば、これは一年半とか二年とか三年、四年という期限も要るでしょう。しかし、この北九州の五市の合併と、いうのは、きょう、きのうの問題ではない。これは何年も前から論じられ、ずっと盛り上がりってきたのがここにきている。だから、あの地域の指導者層については、これは考慮も研究も尽くされているのです。あとは、これからまあ具体的にどういう計画を立てて、どういうふうに推進させていくかということです。そういう状況下に二年とか一年半という期間を置く必要はない。そ

の間やっぱりロスになるわけですか、能率が上がらぬわけですから、一年あれば僕は十分じゃないかと思うのですね。そして新しい議会を構成する、百パーセント責任を持つ新しい議会を構成する。そして新しい首長もできる。そうして一日も早くオーネギー・ボイントでスタートを切るということができる。たるものにすると思う。これは一つのドックスなスタートを切るということが、新しく生まれる都市の前途を洋々たるものにしておる。

字は言えませんよ。それらを含んで僕は大まかな見通しをどう思っておられますかと伺つておるのです。

○國務大臣(安井謙君) 原則的には私も矢嶋委員と全く同じ考え方を持っています。ただ五市という相当大規模な従来の歴史を持った市が、それぞれ合併になるというようなときはありますかと伺つておるのです。

○國務大臣(安井謙君) 原則的には私は矢嶋委員と全く同じ考え方を持っています。ただ五市という相当大規

ら、ワクなんだから、できるだけ努力をして、その一年なりあるいは一年以内でも、新議会を構成されるようにあなたの方も助言をすべきであり、関係者とお答え願いたいと思います。

○矢嶋三義君 それははつきりした数字でありますかと伺つておるのです。

○政府委員(佐久間彌君) それらの点につきましては、今のところ、先生にお答え申し上げるほどまだ数字的に検討も進んでおりません。

○矢嶋三義君 行政費が非常にかかるとか、それの所要経費のために税金が上がるというようなことでは、この地域の産業が、主として第二次産業が重要な点になると思うのですけれども、それが興ったからといって、そんなことは必ずしも住民は喜ばないと思うのですが、そういう点は研究し配慮していくだけなければならないと思うのですね。合併することによって五市の職員は必ずしも住民は喜ばないと思うのですけれども、この法文の条章を読むと、職員の身分は保障されるわけですね。合併することによって五市の職員の身分が脅かされることはない。これ

は保障されることに相なるわけですね。念のために御確認願います。

○矢嶋三義君 政府委員に伺います

が、これは五市が合併すると行政費はかかるようにして指導もして参りたいと思つております。

○政府委員(佐久間彌君) 従来、五つ

おりました事務が相当程度市に移譲になりますので、その関係につきましては行政費もふえてくると、こういうことにならうかと思います。

○矢嶋三義君 それははつきりした数字でありますかと伺つておるのです。

○政府委員(佐久間彌君) その一部なんですが、市で分かれていっておりました從来の事務の処理そのものについて申しますと、五市が合併いたしましたことに

よりまして、相当いわゆる行政費といふものは節減できるのじやなかろうかと思います。ただ、指定都市に

六ヶ月が必須条件じゃないわけだから指定になりますというと、県でやって成立はしておりませんが、今衆議院で

審議中の地方公務員共済組合法案ですね、あれが成立しますというと、国家公務員共済組合法に準じて退職手当が相当増額される条例が設けられることがになっているわけですね。そこで、退職手当が増額になりますね。だから、一年以内に退職手当の優遇をする、あればいいのだということではなく、あれはあれで、あれとは別個にまた一年以内に合併した市の職員に退職する人があれば、それとは別個の退職手当の優遇措置がとられる義務づけができるおられると思うのですが、この点いかがですか、確認願いたいと思います。

○政府委員(佐久間謙君) 地方公務員共済組合法案で書いておりました問題は、退職手当のベースの引き上げの、これの問題になろうかと思います。國家公務員並みのベースに引き上げて、もちろんその支給の条件等もそれに達しておりませんものは、それにならって改善されることになります。したがって、ここで申しておりますのは、そのベースは別といたしまして、一般の退職の場合よりも優遇をする、こういう趣旨でございますので、いわゆる整理退職に準じたような扱いでおそらく扱われることになるうかと思いますので、今度はその率が普通の退職の場合よりはずっとよくなる、こういうことにならうかと思います。

○矢嶋三義君 それで僕は確めておきたい点は、新しい公務員共済組合法ができることによって退職手当の実質が、手取りが多くなる、これは年金との関係ですね、だからこのこととこの町村合併促進法なり、この特例法によって、一年以内に退職する人の退職手当の優遇とは並立するもので、別個

の問題だ、」と  
いいわけです。

（久間監君）これはお詫

○矢鳴三義君 今出された資料で、ア  
コボこの是正が行なわれることを期待  
をいたしておるわけでござります。

市民にはどういゝ恩恵と申しますか、市民の福祉が推進されるということなどを予想されますが、それが若干なれば

も、いろいろ現在隘路にぶつかっているようになりますが、そうしたあすここの地域の再開発を申しますか、そうハ

○政府委員(佐久間彌君) これはお説のとおりに別個の問題でございます。  
○矢嶋三義君 それから、それで資料の提出を願つておるのでですが、五市の公務員の給与、一般職、特別職の給与、それから議会議員の歳費、処遇、それらの点について自治体の規模、財政規模は違いますから、幾ら近接の五市とはいって、これは資料を見なければわからぬが、やっぱりある程度差があると思いますが、こういう場合は、いずれも合併後に、あるいは事前に協議会等で検討されて参るでしょうが、特別職とか議員のことはさておいて、一般職の公務員に対する既得権といふものですね、それを下回るようなことは合併によつて起こらないようにならるべきものであり、そうなることと私は期待しておるわけですがね、自治省の原則的にあるべき姿という立場からこの見解を承つておきたいと思います。

こぼこの是正が行なわれることを期待をいたしておるわけでござります。  
○矢嶋三義君 今出された資料に、アンケートをとられた結果がこれに出ていますね。大勢としては賛成が多いようですが、一部反対があるということも事実のようですね。それでかりにこの法律が成立をして合併した暁においては、できるだけ市民の方々の理解を得た上で新市はやはりスタートしていくかなければならぬと思うのです。だから反対論の分析、それから、それに対する対処は適正でなきやならぬと思うのですがね。それで自治省としては、反対意見というものはどういうものがあり、どういうところから、どういうところを根拠に反対という声があると判断されておられるか、あなた方が認識し、あるいは推測している点を承りたい。  
○政府委員(佐久間彌君) 従来の世論調査においての反対等がどういう理由であつたかということにつきましては、私詳細には存じておりませんが、おそらく一番大きいのは合併の趣旨、合併しなければならない理由、それから合併してからどういうことになるのかということについての理解がまだ十分できておりませんために、合併といふものについて、合併したならばまた税金が多くなるのじやないかとか、あるいは学校の関係がどうなるのだろうかということについて若干不安を持つておる、そういう人たちが反対ということにしている場合がかなり多いのではないかからうかと推測をいたしておるわけございます。

市民にはどういう恩恵と申しますか、予想されますべつに立場から國策遂行上、國家の要請でやるのだということでは、人々の市民もなかなか理解もしないし、この推進に協力態勢がとれないと思うのですね。だから、あなたが立案者として、将来の青写真をまとめて描いて、はつきり的確でないが、こういう点頗るい希望の持てるものが出てきそうだ、出てこさせなくちやならぬといふ点において、この作業をしたという点を可能な限りでお答えいただきたい。

○政府委員(佐久間謙君) これは市民に直接日常生活に關係の深い問題といたしましては、あるいはこの学校の通学区域等がすぐそばにあるのに、市の区域が違っておりますために、わざわざ遠くの学校に通学をしなければならないというたよな問題でありますし、学校の工事、事業等が、あるところによりますと非常にかかり、ちょっと先へ行くと、たまたま市の区域が違いますために、悪くなったり、その間の工事、事業等が貫性がない、ばらばらに行なわれておるというような目に見えた問題といいます。それで、そういうような点が改善されことになるであろうと思います。それから、やや長期的に考えてみると、北九州五市も從来は石炭あるいは鉄を背景にいたしまして非常に工業が発達をして参りましたが、石炭業が疲弊をいたして参りました事情もござりまするし、さらに新しい工場用地を持つたために水等の問題につきまして

も、いろいろ現在険路にぶつかつてゐるようであります。そうしたあすことの地域の再開発と申しますか、そういうような今後事業を進めていかなければならぬわけでございますが、それらの事業を進めますについて、どういふてもあの区域一帯としての総合的な体的な計画に基づいて事業の遂行がなされなければならぬわけでござりますが、そうしたことが今後大いに可能になる、ひいては行政的な消費的な費用というものが従来よりもずっと切り詰められて、そうした住民のための事業のほうに振り向ける余地が多くなる点で参るというようなことが、これは直接受住民にお話しして理解をしていただきける問題ではなかろうかと、かように考えておるわけでございます。

○矢嶋三義君 それで僕は確めておきたい点は、新しい公務員共済組合法ができることによつて、退職手当の実質が、手取りが多くなる。これは年金との関係ですね、だからこのこととこの町村合併促進法なり、この特例法によって、一年以内に退職する人の退職手当の優遇とは並立するもので、別個

○政府委員(佐久間彌君) これはお説のとおりに別個の問題でございます。  
○矢嶋三義君 それから、それで資料の提出を願つておるのでですが、五市の公務員の給与、一般職、特別職の給与、それから議会議員の歳費、処遇、それらの点について自治体の規模、財政規模は違いますから、幾ら近接の五市とはいって、これは資料を見なければわからないが、やっぱりある程度差があると思いますが、こういう場合は、いずれも合併後に、あるいは事前に協議会等で検討されて参るでしょうが、特別職とか議員のことはさておいて、一般職の公務員に対する既得権といふものですね、それを下回るようなことは合併によつて起こらないようにならるべきものであり、そうなることと私は期待しておるわけですがね、自治省の原則的にあるべき姿という立場からこの見解を承つておきたいと思います。

こぼこの是正が行なわれることを期待をいたしておるわけでござります。  
○矢嶋三義君 今出された資料に、アンケートをとられた結果がこれに出ていますね。大勢としては賛成が多いようですが、一部反対があるということも事実のようですね。それでかりにこの法律が成立をして合併した暁においては、できるだけ市民の方々の理解を得た上で新市はやはりスタートしていくかなければならぬと思うのです。だから反対論の分析、それから、それに対する対処は適正でなきやならぬと思うのですがね。それで自治省としては、反対意見というものはどういうものがあり、どういうところから、どういうところを根拠に反対という声があると判断されておられるか、あなた方が認識し、あるいは推測している点を承りたい。

市民にはどういう恩恵と申しますか、予想されますべつに立場から國策遂行上、國家の要請でやるのだということでは、人々の市民もなかなか理解もしないし、この推進に協力態勢がとれないと思うのですね。だから、あなたが立案者として、将来の青写真をまとめて描いて、はつきり的確でないが、こういう点頗るい希望の持てるものが出てきそうだ、出てこさせなくちやならぬといふ点において、この作業をしたという点を可能な限りでお答えいただきたい。

○政府委員(佐久間謙君) これは市民に直接日常生活に關係の深い問題といたしましては、あるいはこの学校の通学区域等がすぐそばにあるのに、市の区域が違っておりますために、わざわざ遠くの学校に通学をしなければならないというたよな問題でありますし、学校の工事、事業等が、あるところによりますと非常にかかり、ちょっと先へ行くと、たまたま市の区域が違いますために、悪くなったり、その間の工事、事業等が貫性がない、ばらばらに行なわれておるというような目に見えた問題といいます。それで、そういうような点が改善されことになるであろうと思います。それから、やや長期的に考えてみると、北九州五市も從来は石炭あるいは鉄を背景にいたしまして非常に工業が発達をして参りましたが、石炭業が疲弊をいたして参りました事情もござりまするし、さらに新しい工場用地を持つたために水等の問題につきまして

も、いろいろ現在険路にぶつかつてゐるようであります。そうしたあすことの地域の再開発と申しますか、そういうような今後事業を進めていかなければならぬわけでございますが、それらの事業を進めますについて、どういふてもあの区域一帯としての総合的な体的な計画に基づいて事業の遂行がなされなければならぬわけでござりますが、そうしたことが今後大いに可能になる、ひいては行政的な消費的な費用というものが從来よりもずっと切り詰められて、そうした住民のための事業のほうに振り向ける余地が多くなる点で参るというようなことが、これは直接受住民にお話しして理解をしていただきける問題ではなかろうかと、かように考えておるわけでございます。

ならないということは、私ども、全くそのとおりございまして、地元の関係団体におきましても、十分その点は御配慮になつておるよう伺つておりますが、なお自治省いたしまして、それらの点について指導をして参るよういたしたいと思います。

○矢嶋三義君 同いますがね、ちょっと角度は違うのですが、合併する場合に、合併前の、すなわち現在の議員の任期を長くすることよりは、その合併する各団体間、この場合になれば市になりますがね、市の相互間の世論の反映する、具体的には議員の数のバランスを適切にするという方面に僕は重点を置くべきだと思います。現在の議員が長く勤めるという必要は僕はそうないと思うのです。何となれば、もう民主主義の理念も実践も我が国では相当進んでいますし、ことに北九州地帯といふものは、西日本でも最右翼、最も悪いのですよ。そういう地域においてもたくさんいらっしゃるのですからね。そういう条件の、未開発地域なら別ですよ、そういう地域において合併が行なわれる、新しい団体ができるときに、どう僕は、現在の議員さんの任期を長く続けるという点に考慮を払う必要がないのではないかと。それは従前の、主になるべきものは、その五つなら五つの市が合併するなら、これら市民の世論といふものがいかに適正に反映してくるようにするか。具体的に言うならば、その市民の代弁者である議員の配分をいかように適正妥当にするかという、そこに僕は重点を置くべきだと思うのですが。重さは違わなくちやならぬと思うのです。そ

の原則に対する御所見はいかがですか。お聞きなさいました、地元の関係団体におきましても、十分その点は御配慮になつておるよう伺つておりますが、なお自治省いたしまして、それらの点について指導をして参るよういたしたいと思います。

○矢嶋三義君 同いますがね、ちょっと角度は違うのですが、合併する場合に、合併前の、すなわち現在の議員の任期を長くすることよりは、その合併する各団体間、この場合になれば市になりますがね、市の相互間の世論の反映する、具体的には議員の数のバランスを適切にするという方面に僕は重点を置くべきだと思います。現在の議員が長く勤めるという必要は僕はそうないと思うのです。何となれば、もう民主主義の理念も実践も我が国では相当進んでいますし、ことに北九州地帯といふものは、西日本でも最右翼、最も悪いのですよ。そういう地域においてもたくさんいらっしゃるのですからね。そういう条件の、未開発地域なら別ですよ、そういう地域において合併が行なわれる、新しい団体ができるときに、どう僕は、現在の議員さんの任期を長く続けるという点に考慮を払う必要がないのではないかと。それは従前の、主なるべきものは、その五つなら五つの市が合併するなら、これら市民の世論といふものがいかに適正に反映してくるようにするか。具体的に言うならば、その市民の代弁者である議員の配分をいかように適正妥当にするかという、そこに僕は重点を置くべきだと思うのですが。重さは違わなくちやならぬと思うのです。そ

か。

○政府委員(佐久間彌君) 従来の町村合併促進法でも、一年間議員の任期をそのまま延長できるという方法を認めます。議員の任期を延長いたしません場合に、議員定数を二倍の範囲内で定数の増加を一年期間だけ認めることがで

きります。現議員が二年も引き続いている場合においては、二年のは生まれてきませんよ。何でこんな二年なんかという原案を作ったのか、良識を疑わざるを得ない。お答えいただきます。

○政府委員(佐久間彌君) まあこの点につきましては、先ほどお話をございましたように、私どもいたしまして、も、合併が果たされまつたならば、なるべく早い機会に地方自治法が定めております原則的な状態に戻つて新しい市町村の運営がなされるということが望ましいと思っております。ただ從来の合併の実情を見て参りますと、普通の町村合併の場合におきましては、今までのまま、任期延長するよりもアンバランスを是正することに重点を置いておるわけでございます。そこで、先生のおっしゃいましたように、むしろそのまま、任期延長するよりもアンバランスを是正することに重点を置いておるわけでございます。されば、も

す。僕は百パーセント自信を持って、あなたの方の考えに反論します。で、まあ、衆議院で一年半という修正をし、自治大臣も一年半はマキシマム

を、可能ならば早いほどよろしいといふと、普段の町村合併の場合におきましては、今申されたような町村合併促進法の規定なりによつて、人口に比例しない定数を一年期間だけ定めておつたわけですが、これがまた從来の合併の実情を見て参りますと、普通の町村合併の場合におきましては、今までのまま、任期延長するよりもアンバランスを是正することに重点を置いておるわけでございます。されば、も

うです。その点については僕は同意

いたしましたが、この際僕は改めるべきだ、そのよ

うです。

○矢嶋三義君 さつき僕は大臣に向つたんですがね。大臣は原則的には僕と同じだという答弁でしたが、あなたのところで原案に二年という数字を持つておるわけでございます。

○矢嶋三義君 さつき僕は大臣に向つた方がいいと思います。現議員が二年も引き続いている場合においては、二年のは生まれてきませんよ。何でこんな二年なんかという数字を出るのは、僕は議員位だと思います。僕はこう思いますと、町村合併のあります場合におきましては、一年期間は人口比例によらないで、旧市町村単位で定数をきめることができるようになつておるわけでございます。そこで、先生のおっしゃいましたように、むしろそのまま、任期延長するよりもアンバランスを是正することに重点を置いておるわけでございます。されば、も

うです。僕は百パーセント自信を持って、あなたの方の考えに反論します。で、まあ、衆議院で一年半という修正をし、自治大臣も一年半はマキシマム

を、可能ならば早いほどよろしいといふと、普段の町村合併の場合におきましては、今申されたような町村合併促進法の規定なりによつて、人口に比例しない定数を一年期間だけ定めておつたわけですが、これがまた從来の合併の実情を見て参りますと、普通の町村合併の場合におきましては、今までのまま、任期延長するよりもアンバランスを是正することに重点を置いておるわけでございます。されば、も

うです。その点については僕は同意いたしましたが、この際僕は改めるべきだ、そのよ

うです。その点については僕は同意いたしましたが、この際僕は改めるべきだ、そのよ

うです。

○矢嶋三義君 僕はあなたの答弁了解しませんよ。あの地域の市民は政治的意識も高いです。訓練もされている

ております。

○矢嶋三義君 それに関連してですが、現在五市の議員で継続してやるというのは百九十六人になるようですが、「百人を以て定限とする」という数字が間違っているか、間違つてありますね。自治法の九十一條では百人をもつて定限とすると書い

てあります。これは合併の過渡期だから、それでいくと百九十六人になるわけですが、これほど多い例が今まであります。どうですか。それで百九十六人で、あなたの方の考えでは議会をやる

のである。これは合併の過渡期だから、それでいくと百九十六人になるわけですが、これほど多い例が今まであります。どうですか。それで百九十六人で、あなたの方の考えでは議会をやる

のです。

○政府委員(佐久間彌君) 百九十六名

といふ数字は間違いでございません。ほかに例があるとかということ

のじやないです。現議員が二年も引き続いている場合においては、二年のは生まれてきませんよ。何でこんな二年なんかという数字を出るのは、僕は議員位だと思います。僕はこう思いますと、町村合併のあります場合におきましては、一年期間は人口比例によらないで、旧市町村単位で定数をきめることができないようになつておるわけでございます。そこで、先生のおっしゃいましたように、むしろそのまま、任期延長するよりもアンバランスを是正することに重点を置いておるわけでございます。されば、も

うです。僕は百パーセント自信を持って、あなたの方の考えに反論します。で、まあ、衆議院で一年半という修正をし、自治大臣も一年半はマキシマム

を、可能ならば早いほどよろしいといふと、普段の町村合併の場合におきましては、今申されたような町村合併促進法の規定なりによつて、人口に比例しない定数を一年期間だけ定めておつたわけですが、これがまた從来の合併の実情を見て参りますと、普通の町村合併の場合におきましては、今までのまま、任期延長するよりもアンバランスを是正することに重点を置いておるわけでございます。されば、も

うです。その点については僕は同意いたしましたが、この際僕は改めるべきだ、そのよ

うです。その点については僕は同意いたしましたが、この際僕は改めるべきだ、そのよ

うです。

○矢嶋三義君 僕はあなたの答弁了解しませんよ。あの地域の市民は政治的

意識も高いです。訓練もされている

ております。これは合併の過渡期だから、それでいくと百九十六人になるわけですが、これほど多い例が今まであります。どうですか。それで百九十六人で、あなたの方の考えでは議会をやる

のです。

○政府委員(佐久間彌君) 百九十六名

といふ数字は間違いでございません。ほかに例があるとか

のじやないです。現議員が二年も引き続いている場合においては、二年のは生まれてきませんよ。何でこんな二年なんかという数字を出るのは、僕は議員位だと思います。僕はこう思いますと、町村合併のあります場合におきましては、一年期間は人口比例によらないで、旧市町村単位で定数をきめることができないようになつておるわけでございます。そこで、先生のおっしゃいましたように、むしろそのまま、任期延長するよりもアンバランスを是正することに重点を置いておるわけでございます。されば、も

うです。僕は百パーセント自信を持って、あなたの方の考えに反論します。で、まあ、衆議院で一年半という修正をし、自治大臣も一年半はマキシマム

を、可能ならば早いほどよろしいといふと、普段の町村合併の場合におきましては、今申されたような町村合併促進法の規定なりによつて、人口に比例しない定数を一年期間だけ定めておつたわけですが、これがまた從来の合併の実情を見て参りますと、普通の町村合併の場合におきましては、今までのまま、任期延長するよりもアンバランスを是正することに重点を置いておるわけでございます。されば、も

うです。その点については僕は同意いたしましたが、この際僕は改めるべきだ、そのよ

うです。その点については僕は同意いたしましたが、この際僕は改めるべきだ、そのよ

うです。

○矢嶋三義君 僕はあなたの答弁了解しませんよ。あの地域の市民は政治的

意識も高いです。訓練もされている

ております。これは合併の過渡期だから、それでいくと百九十六人になるわけですが、これほど多い例が今まであります。どうですか。それで百九十六人で、あなたの方の考えでは議会をやる

のです。

○政府委員(佐久間彌君) 百九十六名

といふ数字は間違いでございません。ほかに例があるとか

のじやないです。現議員が二年も引き続いている場合においては、二年のは生まれてきませんよ。何でこんな二年なんかという数字を出るのは、僕は議員位だと思います。僕はこう思いますと、町村合併のあります場合におきましては、一年期間は人口比例によらないで、旧市町村単位で定数をきめことができないようになつておるわけでございます。そこで、先生のおっしゃいましたように、むしろそのまま、任期延長するよりもアンバランスを是正することに重点を置いておるわけでございます。されば、も

うです。僕は百パーセント自信を持って、あなたの方の考えに反論します。で、まあ、衆議院で一年半という修正をし、自治大臣も一年半はマキシマム

を、可能ならば早いほどよろしいといふと、普段の町村合併の場合におきましては、今申されたような町村合併促進法の規定なりによつて、人口に比例しない定数を一年期間だけ定めておつたわけですが、これがまた從来の合併の実情を見て参りますと、普通の町村合併の場合におきましては、今までのまま、任期延長するよりもアンバランスを是正することに重点を置いておるわけでございます。されば、も

うです。その点については僕は同意いたしましたが、この際僕は改めるべきだ、そのよ

うです。その点については僕は同意いたしましたが、この際僕は改めるべきだ、そのよ

うです。

○矢嶋三義君 僕はあなたの答弁了解しませんよ。あの地域の市民は政治的

意識も高いです。訓練もされている

ております。これは合併の過渡期だから、それでいくと百九十六人になるわけですが、これほど多い例が今まであります。どうですか。それで百九十六人で、あなたの方の考えでは議会をやる

のです。

○政府委員(佐久間彌君) 百九十六名

といふ数字は間違いでございません。ほかに例があるとか

のじやないです。現議員が二年も引き続いている場合においては、二年のは生まれてきませんよ。何でこんな二年なんかという数字を出るのは、僕は議員位だと思います。僕はこう思いますと、町村合併のあります場合におきましては、一年期間は人口比例によらないで、旧市町村単位で定数をきめことができないようになつておるわけでございます。そこで、先生のおっしゃいましたように、むしろそのまま、任期延長するよりもアンバランスを是正することに重点を置いておるわけでございます。されば、も





相が多くなってくる、そういうものも特別交付税で見ております。そういうものもこの市につきましては考えて参らなければならぬと思います。自治省として現在考えております財政上の問題は、その三つくらいになるのじやないだろうかと、かように考えておりま  
す。

○加藤亮君 午前中の御回答よりだいぶはつきりして参りました。そうすると、単独事業費は大体十二億ですね、五市合わせると。今やつておる単独事業費の分程度が固定資産税の割り戻しで返つてくる。そのほか特別交付税等、金額とすると、結局合計どのぐらいい伸びると考えられますか。

○説明員(山本明君) 現在われわれのところは幾らという数字的なものは

○加瀬亮君 その数字的な目算を立てませんと、たとえば「目的別」状況で歳出の面を見ますと、教育費は、門司は構成比一三・六ですね、しかし小倉は二一・六、戸畠が二六・七、若松も低くて一三・〇ですか、こういうふうな断層がありますね。これを埋めるには、相当な経費が要るということが考えられますね。それから土木費でも若松は一四・七、戸畠が一四・〇、それに対して八幡が低くて五・三ですよ。それから財産費等についても戸畠は五・二と非常に高い。ほかはもう一下というところもござります。公債費についても門司は八・四ですけれども、ほかはみな五・五を最高にして、それ以下です。歳出の目的別状況を見ますと非常に各市ばらばらですね。これらをある本草にならして自己財源のほかにどれくらいの金が必要だらう

か、そういう点が計算をされませんと、そして、これは合併する市だけにまかせておいても、なかなか自分のほうの現在の状況を落とすような計算をするのには、それから要求はやはりいずれの市でも多くなります。それから負担はいずれの市でも軽くしようと、立派な議論から、議員の立派な意見で、その調節がとりにくく思うのです。ですから、ある一つの行政的な指導の基準というものを示さないと、この問題は解決つかないのじやないかと思われるんですが、その点はちょっと計算がこまかくされて知らないようですねけれども、それで法律とのおり合併が進んで問題が起りますか。  
○説明員(山本明君) 御指摘になりましたのは、一応三十五年度の目的別状況でございます。したがって、三十五年度に五つの市が何を重点にとっておるかということによって、やはり目的別の構成比も違つておるのじゃないかと思います。したがって、たとえは市営住宅を見ましても、私のところでは調べてみると、二十年から三十五年まででの間におきましては、八幡市が非常によつておられる。あるいは門司市がそれに続いている。戸畠、若松、山本、金額が伸びてくる、こういうような状況になつてくるのではないだらうか、したがつて、われわれとしては、一応三十五年度のものをとりまして、今後の建設計画なのでございまして、

作る場合におきましては、五市間の、先ほど矢嶋先生がおっしゃいましたように、行政水準といいますか、たとえば住宅なら住宅というものが私のところで見ますと、戸数を見ますと、百人当たりで門司が二戸である。一番低いのは若松で〇・五戸である。こういう問題が出て参りますと、これはやはりできるだけ水準を同じくするような方法で建設計画を考えていかなければいけないじゃないか、そうしますと、若松のほうでは、あるいはそういうことで住宅のほうの仕事がふえてくると、いうようなことにもなるのではないかだろうか、こういうふうな気もするのですが、さういふふうな気もするのであります。そして建設計画を作り出す場合に、そういう行政水準のアンバランスをできるだけとつて、そしてさらに前進をするというような考え方でございます。そして建設計画としてどうか、こういう気がいたしております。先生のおっしゃいますように、これを具体的にさらに新しい計画としてどのように進めるかということは、目下のところは作業いたしておりません。いずれ五市におきまして、協議会においてこういうものを検討して私のところに持つて参ります。そういうものにつきまして十分な検討してみたないと、こういうふうに考えております。

他の点は、これは自治省全体に責任を持つてもらわないと動きのとれない面が生じてくるわけです。あなたのようにおつしやるなら、なぜ四、五年の動態としての目的別状況の平均として出さないのか、そういうのから各市の要求している目的別な必要というものを、一応予想数字というものを並べないのか。それを二つ出してくれれば見比べてこれは自己財源でやれるとか、これは自己財源で幾ら足りないといふ見当がつく。この出されたものは三十五年ですから、われわれは三十五年の問題で議論せざるを得ない。三十五年でこういぢいいろの、今私が質問したような点が出てくるけれども、それ以前の問題の目的別状況調べを年度別にやつてみると、このでこぼこというのは、もとと凹凸が少なくなつてくるかもしれません。しかし、だからといって、これから新市として発展させるために、新しい事業量というのには必ずふえるわけです。これだけの財源では足りないわけです。どれくらいの財源が新しく必要かということも、これは行政当局が財政当局にでも連絡して、ある程度試算をして、そう多くを要求しても、国としての財源的にまかなえる点はこれくらいの金額だと思うから、何ヵ年計画も、やはりこれくらいのふえ方をするけれども、あまり多くを望んでは困るから、こういった数字を基準にして立ててもらわなければ困るというよう指導しないと、これは実際新市になつても意味がないという不平が、当然新市を誕生させた方々から出てこないとほ限らない。町村合併でもそういった面が非常に問題になつて、町村合併はしましたけれど

も、その町村に不似合いな五年計画を立てる。しかし、五ヶ年計画について内容の検討というものはあまり詳しきないし、また指導もしないというのは、言い過ぎですけれども、十二分な指導が届いておらない。そのためには、今度は出发をさせて、旧各関係の町村からそれぞれの要求のとおりに参りませんから、新市が運転不能になると、いう例がございますので伺つておるわけです。たとえば、その社会及び労働施設費なんかでも、これは門司なんか非常に高い。ところが、戸畠なんかになるとそれが非常に低くなつてくる。いろいろの平均をとれない点がありますので、これらをある程度協議会で二分に練り合つて、お互に一つの満足する譲り合つた線というのを出しませんと、新市の誕生というのは、市町村でも問題ですけれども、小さい。こういう人口百万にもなるうとする大都市ができるということになりますと、それぞれの地元の力というものは強いわけです。戸畠のように人口とか、市の規模は小さくとも、財政力は他を凌駕しているところもありますから、おれのほうが一番税金を取つて、おれのほうが単独でやつておつたときよりも、新市になつてだめじゃないかといふことになると、また新しい問題が起つりますが、たゞ少しの点は細密に案を自治省で作成して、指導助言に努めてもらいたいと思います。

Digitized by srujanika@gmail.com

この数字を並べたのか、同一条件で並べてあるのか、それぞれの市が条件が違う形でこれが出ておるのか。さらには退職年金、退職手当、それに伴う掛金がいかようかということもあわせて出ないと、なかなか五市相互間の批判はできないと思います。しかし、この時点でそれを出してほしいということは要請しませんが、そういうラフな資料だ、という前提に立つても、これは興味しんじたるものがあるですね。この資料は、この法律案を審議した者としては、これは記念品になると思うのですよ。将来、合併した後に、振り返ってみると、なかなかおもしろいものが出てくるのですね。

これは共産党さんですか。そうすると、若松は共産党はないということですか、これは歳費に問題があると申うのですけれども、これ以上言うと生氣になるから言いませんが、とにかくなん数ですね。

それから、次の職員数及び給与状況を見ると、これは、やはり市町村や、あるいは市会の方針というものが出でてくるのかと思うのだけれども、この数だけで批判はできないのであります。が、若松市は、人口等から考えてみると、非常に公務員が多いですね。他の市に比べると。そのかわり一番右の欄のベースが最下ですね。だから、昆方によると、公務員の数をふやしてベースを下げないと、こういう行き方をしていいのじやないかということが、不十分だけれども、この表から推察できるわけですが、また一方、小倉市のほうは、人口からいっても、歳出規模からいっても給与のベースというの割に低いですね。そういう点、それぞれの五市のカラーというか、ある程度露骨に出ていているんですね。別の資料で見ますと、若松と戸畠というのは、人口の点は似通ったものですが、歳出規模になると、相当の開きがあるのですね。では、給与ベースのはうはどうかというと、戸畠が若松の五市というのは、全く一衣帶水といふことは、普通の地方団体でもあるのですね。それは相當に地域が隔たつていて、やはり得ることかと思うのだが、ちょっと多いくらいで、ただ職員数があるのですね。それでは、給与ベースのはうか一帯ですね。あの一帯なる地域で、こういう差のあるのは、僕は非常に意外に思っているのですけれどもね。こ

の点は、合併後には、先ほど申しましたように、既得権を守りながら調整をなし、いい方向へと持っていくれるのかと思いますが、自治省はそういう立場は、この数字をどういうふうに認識されているのか、参考に承っておきたいと思います。

○政府委員(佐久間雅君) この給与の状況の数字は、実は早急に、とりあえずの手元にありますものから作成をして、手元にありますものから作成をして、御指摘なたしたものでございますので、御指摘のように、本俸だけでございまして、それ以外の諸手当あるいは退職手当等のこととは、調査をいたしておらないでございます。そこで、実質的な給与がどういう状況になるかということとは、私どもも実態をなおよく検討をいたさなければならぬかと思つていて、わけでございますが、御指摘のようになりますが、御指摘のようになりますが、この一衣帶水の五市ではございますが、それぞれ独立の自治団体になつております関係で、ある程度の開きはあって、この一衣帶水の五市ではございますが、それぞれ独立の自治団体になつておりますが、それが合併後はこうした給与の不均衡につきましても、調整をいたそうということを検討を始められてゐるそうですでございますので、その検討の結果を私も注視をして参りたいと、かようと思っております。

なお、若松の職員の数が多いへん多いという御指摘がございましたが、若松はバスを経営をいたしております関係で、若干職員の数が多いのではないかと思うかと思つております。

○矢嶋三義君 あなたの答弁でだいぶわかりました。確かに若松はバスをやつておりますから、そういう点があると思います。

大臣にお伺いします。お答えいたたかれた後に、合併するであろう北九州都市、その市民には希望を持たせることができる、また、その市民の公権である、現在勤めていらっしゃる公務員には、身分上も給与上も不安を与えることはない。先ほど既得権を確保することを、そういうふうな自信と責任を持って団体に助言と指導をやつてもらいたいと思います。そういう自信がこの法案の提案者としてはある、ということを事務局が答弁されたけれども、原則的なことです。が、そういう自信がこの法案の提案者としてはあると、そういうふうな自信と責任を持つて団体に助言と指導をやつしていくと、御確認願いたいと思います。

問題がありますが、一つの問題を提起して伺いたいのですが、国立の大学は、指定都市となつたような地域には、私は人口やあらゆる角度からいつても、九州の扇のかなめといいますかね、鉄道で言つならば鹿児島本線、日豊線の交通の要衝の地になるわけです。だから、こういうところには国立の総合大学福岡には九州大学がありますが、これと同じ規模と言わなくともそれに準ずる国家的教育機関の施設が将来約束されてしまうべきだと思うのですが、現在あの地域には戸畠市に九州工業大学という、単科の工業の専門大学、堂々たるものがあります。他は市立あるいは私立の大学という角度からは、その国立があり、私があり、公立がある関係もありますが、あまり合理的に総合融合された形でなくて、教育の機関が今散在しておるという表現をしたらどうかと思う。これでは地域の、国家的に考えても私は適切ではないと思うのですよ。のみならず、国立大学がなくなつて全部私立大学になれば、それは別けれども、今国費で国立大学という国の恒久的教育機関が法律に基づいて設けられておる以上は、この指定都市となつた時においては、その国立の総合大学は将来設けられるようになります。御指摘のとおり、現在も戸畠市には国立大学が、ほんかにまた私立、県立といったようなものが、それぞれの必要に応じたものが、あるようございます。また国立大学

の分校もあつたり何かしておる。これは自治省の所管ではございませんが、広い意味の行政制度、権限のあり方として、今後十分関係当局ともよく相談して将来の姿を考えていきたい、こう思つております。

お伺いしておきますが、これの問題を考えるのは、この法案を所管する自治大臣としては、非常に飛躍した部類に属するというような御遠慮をすることは当たらないと私は思うのです。国は一つの地方団体に対する方針として、こういう構想を持ち、法律を出されるとなれば、今教育文化面にしぼって一つの僕の見解を申し述べて何つているのですが、当然僕は考えなくちゃならないと思うのですよ。それは公立の大学を国立に移管するという点もあるわけでありますから、今戸畠市には九州工業大学だけですから……。それはあの付近は働く人々の需要といふものは技術者といい、事務家といい、非常なものですよ、あの地域は。だから市民の教育費の負担とかいう、そういう角度からでなくとも、住宅の政策とか、企業家のさらに社宅の角度から考えても、あらゆる角度から考へても今の工学部だけではなくて、さらに必要な理学部とか、あるいは法学部とか、東京大学のようなそういうシステムまでとは私は主張いたしませんけれども、いわゆるわが国の国立の総合大学に準じた程度の大学の設置というものを将来青写真に入れて、それで僕は、国の施政の態度をあの北九州の發展にとるべきである、こういう立場で伺つていいのです。もう、べんお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(安井謙君) 御越旨は、もつともだと思っております。そういう線でもって将来の方向として慎重と考えていただきたいと思います。

○加瀬亮君 ちょっと関連。古の認可の場合は、高等学校年間戸数が七割とか、人口が五万とか、それから高等学校あるいは警察、その他の市に必要な一応の位置条件の幾つかがございますね。今までの指定都市というものは、大体新しくそういうものを設けなくて、あらゆるものを持っておったわけですね。今の矢嶋委員の指摘するような大学の設置にいたして、その他のいろいろの条件もそろっておったのです、自然発生的に。今度は合併して大都市を作つて、それに指定都市としての名称を与えるということになりますと、やはり市の認可の条件と同じように、ある程度その指定都市としての内容といふものをきめておる必要がありますのでないですかね。そりでありますと、北九州五市のようないく必要があるのではないですかね。そして、文化その他のいろいろの条件、都市的な指定都市と、今までののような指定都市との間には、人口は、むしろ前者が多いかもしれませんけれども、古いものと、文化その他のいろいろの条件、都市的形態の他の条件から見ると、これはやはり見劣りがするし、格差がひと通りで生まれますね、そういう点、何か御研究は自治省としてはないのですか。

○國務大臣(安井謙君) つまりおっしゃるようななぎさんとした規格のものは持つておらぬわけでありますが、今のお話のようなことは確かに将来のあり方として考えていく必要があるうと思います。もちろんこの都市の歴史なり形成経過によつて、それぞれ画一的に

は言えないものだらうと思ひます。しかし、やはり指定都市というような、きわめて少ない都市を指定するときに、は、そういった基礎条件を今後検討してみたいと思います。

○矢嶋三義君 最後の質問ですが、大臣のさつきの答弁ですね、これは確認をしたわけですから、あと忘れないようにしていただきたいと思います。あなたがいつまでも自治大臣にとどまつているわけじやなくて、日本の政界の重鎮として、末長く活躍されるでありますよし、あるいは冗談でなくて総理大臣という榮位につかれる場合だって可能性はあるわけなんだから、今の御答弁はぜひひとつお忘れにならないで、方向づけをして いただくようを要望しておきます。

それから最後の質問と申しますのは、少しふざけた質問になりますが、私は日本がアジアの一員として生きていくということ、それから世界、特にアジアの流れと日本との関係を結びつけて考えた場合に、日本の重点といふものは、やはり西にずっと動いていっていると思うんですよ、僕は。それでエネルギー革命やら技術革新やら、日本的視野においても、国際的視野においても、いろいろ激しい変化が行なわれている。こういう段階において北九州五市のやはり合併というものは、必然性として生まれてきた。これがうまくいくかいかぬかということは、日本の西日本の産業経済、九州は申すに及ばず、日本のそれにも僕は大きな影響があると思うんですね。何人も異論はないと思う。そういう意味ではまさに東の東京に匹敵する位置づけがされるという大きな期待を持たれと思うの

ですね。それで大臣はこの法律を提案した当時の責任者ですね。ここに地域的にも国家的にも大きな期待と使命を持った新しい市が生まれようとするとき、その市にどういう名前をつけたほうがよさそうだということを考えたことがありますか。

○國務大臣(安井謙君) 名前の問題は新しい市のシンボルという意味で、大事なものだらうと思います。しかし、これは合併する住民の意思を極度に尊重するのがよからう。いろいろこれは仄聞いたしますと、いろいろの案が考えられているようあります、まあ自治大臣が名づけの親になるといふようなところは少し行き過ぎじゃなからうかと思います。

○矢嶋三義君 それはあなたの答弁のとおりですよ。あなたがこうなんて言うことははなはだ非民主的でよろしくない。しかし、こういう法律を作つて仕事をやるときは、やはりそういう意欲的なものを政治家は持つことは僕は悪いことじやないと思ふんですよ。だから私は答弁を求めてないわけだ。あなたが法律を作り、提案し、答弁するときに、外には出さないでも、ああ、これはうまくこの市ができるといつたらいいな、そしたらどういう名前が適当だというような、そういう意欲的なものを持つことは、僕は政治家は必要で、そうなるとあとうまくいくと思わない点は非常にみごとなものだと僕は思う。まあ、あなたは持つておられるだろうが、今のように答えて外に出さないで、そうなるとあとうまくいくと思う。ただ、私は平議員だから参考に申し上げておくが、これは確かにこの北九州が合併されたなら、期待も大き

いし、責任も大きいし、日本のホーブ  
だと思いますよ。だから、東が東京と  
いうのなら、やはり北九州は僕は西宮  
という名前がおそらくつくんじゃない  
だろうか、こういうふうに推測をして  
いる。そのくらいならウェートをもつて  
て北九州には対処すべきである。それ  
ほどこれは重要性を持っているといふ  
ことを、少し茶目つ気になりますけど  
申し上げ、今後、この法律がかりに公  
布施行された暁においては、本委員会  
で答弁されたことを常に体して善処さ  
れることを強く要望して質問を終わり  
ます。

者というようなことになつてゐる。ですが、せめてこの段階で、学識経験者というところで、ひとつ一般市民の代表——市民の代表といつてもなかなか具体的に、じや、だれが市民の代表かということになる。これはむづかしい点もありますが、しかし、まあ常識として考えて市民の代表というような立場の人、それから、たとえば北九州の場合は非常に労働者の多い地区でもあるんですから、やはり労働者代表といふようなのをずっと、せめてこういうところにでもできるだけ入れて、そうして上つすべりにならぬようにならなければ、やはり労働者代表といふのをずっと、せめてこういうところにでもできるだけ入れて、そういうふうな立場の人もやはり入れるべきじゃないか。従来こういう場合に、大体学識経験者というふうで入るのは商工会議所の会頭だとか、せいぜいその土地の大学の先生くらいでお茶を濁している例が多いと思うのですがね。そういう点についての配慮を自治省としておられるのかどうか伺いたい。

臣の御答弁でも満足しますが、重ねてお尋ねいたします。  
それから北九州の五市合併についてお尋ねしたいのですが、衆議院院内会議でござりますが、たゞ、この北九州の五市の問題と別に、今後この法律の適用を受けるであろう問題について一、二疑問をたてておきたいのですが、提案説明にてありますと、他にも同様の動きがあること、いうことがいわれておるので、今予想されているのはどういうことです。  
○政府委員（佐久間彌君） ただいた私どもがそういう動きを伺っておりますのは、大阪市の周辺の小さな都市でございます。これが二つとか三つとか併の動きがあるよう聞いております。  
○秋山長造君 それだけですか。他にはないですか。  
○政府委員（佐久間彌君） そのほか、たとえばどの程度の機運が熱しておるかは別といたしまして、常磐五市でござりますとか、あるいは岡山を中心とした市との間に都市でござりますとか、聞いておりますが、まだ具体的に相当話が田舎合併をやろうといった場合、簡単な町村合併促進法をやったときに非常に私どもは痛感したことですがね。あの法律ができる前に町村合併をやるというところまではいっておらぬいようでございます。

村合併でもこれはなかなかむずかしかつたわけですね。それがあの町村合併促進法ができる、何となく町村合併をしなければ間違いなんだというようなムードができまして、そうしてもうまるで結果的に見れば燎原の火のごとくに町村合併をやったわけですね。私ども最初、町村合併促進法を作ったときに予想したことよりは、はるかに結果は上回ったわけです。上回っただけにこれは相当無理な町村合併を機械的に、強行というのは譯弊があるけれども、行なったというケースがずいぶんあつたと思うのですね。それほどこの法律一本の影響力というものは大きいと思う。そこで、この市の合併のなるほど特例法ではあるが、今後十カ年間という相当長い期限があるわけで、この法律ができましたと、ややもすればやつぱり安易な無責任な、と言つては、どうも当事者に相済まぬけれども、露骨にいえばぎわめて安易、無責任な合併の機運をこの法案ができたために誘発して、あっちでもこっちでも乗りおくれぬようなどいうような空気が出てくることを私は非常におそれんです。私は、この前も自治法の改正について大臣にもお尋ねし、意見も申し上げたのですが、私は、今の段階はあの町村合併促進法によって行き過ぎるくらいやつた町村合併といふものの跡始末をじっくり真剣にやるべき段階だと思うのですね。ところが、政府のかけ声に応じて町村合併さえやれば、何かあとはいい工合に手当してくれるのだというくらいな気持もあったと思う。それでどんどんどんどんやつたわけです。ね、乗りおくれんようなどいう気持で。ところが、町村合併をやつたわ、やつ

政上その他の援助が与えられない。そうして町村合併がひとときり形式的に済んだら、今度はどうも政治の目のつどころも、また他の、たとえば市の合併だとあるいは百万都市だと、新産業都市だと派手なほうへ中央も地方も目が移ってしまって、町村合併の跡始末というじみな、しかも骨の折れる問題はやもすればおろそかにされる。あるいはそのむずかしさを避け通ろうとするような安易な空氣、無責任な空氣というものが、やはり私はないとは言えぬと思うのですね、全国的に。ですから、私はこの際、この法律ができることによって、安易、無責任などといいますか、不必要なといいますか、それほどの必要性のない市の合併というようなものを誇張しないように、ひとつ慎重なやはり配慮を自治省としてやるべきじゃないかということと、同時に、あの一わたり行なわれた町村合併の実績といいますか、町村合併の結果あるいはその後の現状といいうものを一べん自治省で十分集計をされ、そして、さてこれをどうするかということを、なるほど新市町村建設促進法というような法律もありますけれども、それだけでなしに、町村合併という歴史的な大きな事業をやったわけですから、その跡始末というものを十分やはり実績を調べ、資料を集め、集約し、検討し、そしてその跡始末に、もっとともっと中央地方とともに馬力をかけてやはり努力をするということを十分私は考えてもらいたいと思うのです。その両点について大臣なり事務当局の御見解を聞いておきたい。

か、やはり同様の御趣旨の御質問があつた際にもお答えしたかと思いますが、今度の市の合併の法案は、全体にわたつて、合併を促進させる目的を主眼に置いたものでないことは御了解いただいているところであります。しかし同時に、こういうものや新産業都市建設促進法等が出るので、在来の大事な自治体の基礎単位である町村あるいは市というようなものが置き忘れられやせぬか、あるいはかつて促進した町村合併というものの跡始末が不十分になりますまいか、こういう御懸念はごもとどもと思います。この点につきましては、同じように並行して、新しい時代に沿うような、新しい現象に沿うような、新しい法律が出て、同時に、従来の問題に対するアフター・ケアというのも今後十分にやつていかなければなるまい。できるだけ早い機会にひとつそういう総合的な調査もやるようになって考えてみたいと思います。

の際あるいはそのもう一つ以前に指導をして参りたい、かよう思つておるわけでございます。

それからもう一つの町村合併の縮め

くくりの問題でございますが、これも

ただいま大臣が御答弁なさつたよう

ことを、事務当局といたしましても、

この国会が終わりましたならば、全国

的に町村合併のその後の状況を実態調

査をいたしまして検討すべき問題はさ

らに検討するようにいたしたい、こう

いうような計画を立てておるわけでござります。

○秋山長造君 その点はぜひお言葉の

とおり実行していただきたいと、いうこ

とを重ねて要望しておきます。

それからもう一つはですね、やはり

市の合併にしても町村合併にしても、

やはり一番根本は出発点であり、また

結論になるのはこの住民福祉の向上増

進という一点に私は尽きると思うので

すね。そういう立場からこの法案を見

ますと、その第一条の趣旨、この法律

の趣旨をうたつておるところにも、そ

れからその他、たとえば新都市の建設

計画について掲げるべき事項等につい

ても、どこを見ても住民福祉の向上と

いうことが全然うたつてないわけです

ね。もちろんこういう基本法が別に

あって、特例的な法律ですが、ごく事

務的に必要な最小限度のことがうたつ

てあるにすぎぬわけではあるのです

が、しかし、それにしても一しきり町

村合併をやって、あとで新たに行なわ

れる市の合併というのは、まだ常識的

な今までの市の合併とはもつと意味が

大きいと思うのですね。そういう場合

体的にするとか、能率を上げるとかと

いうようなことだけに尽きて、住民福

祉の向上とか増進とかといふようなこ

とが欠けておるということ私が非常

に不満なんですよ。衆議院で一応各派

一致で修正がすでにされておるわけで

すから、ここでまたどうこうするつも

りはありませんけれども、私はほんと

うを言うと、この第一条の中では、これは

もう都市の経営を総合的かつ一体的に

やると同時に、住民福祉の向上をはか

るためにとかといふように、何か住民

福祉というようなことを一本修正でも

して入れたいくらいな気持を持ってお

りますが、そんなことはわかり切って

おることじやないかといえばそれまで

だけれども、やはり法律の中にもその

第一条にはつきり市の合併の目的とい

うところに、そういう一項をちゃんと

入れておかぬと、町村合併促進法にも

きちんとそういうものが入つておる

よ。北九州のことを言ふんじやないで

し、これも入れておかぬと、ややもす

ると、さっきも申し上げたように、こ

れは北九州のことを言ふんじやないで

し、これも入れておかぬと、ややもす

ると、さっきも申し上げたように、こ

れは北九州のことを言ふんじやないで

し、これも入れておかぬと、ややもす

とをぜひ一本入れてもらいたいこと

と、それから第五条の都市の建設計画

と

なんかについても、やっぱりその中へ

含まれておるといえは含まれておるよ

うなものだけれども、特にこの住民福

祉の向上といふような一項目を念には

念を入れる意味でも入れてほしかった

と思うのですが、しかし、今これ以上

は申しませんけれども、今後運営の上

</





昭和三十七年五月八日印刷

昭和三十七年五月九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局